



(報 告)

平成 30 年度京都府いじめ調査(1 回目)の結果について

いじめ防止対策に関連し、府のいじめ調査結果(1 回目)を取りまとめましたので、下記のとおり報告します。

平成 30 年 9 月 11 日

教育長 橋本 幸三

記

1 平成 30 年度京都府いじめ調査(1 回目)の概要

※別紙 1 のとおり

2 いじめ調査(1 回目)の結果(小・中・義務教育学校・府立学校)

※別紙 2 のとおり

3 京都府いじめ調査の見直しについて

※別紙 3 のとおり

別紙 1

平成 30 年度いじめ調査(1 回目)の実施について (概要)

1 調査の目的

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する人権侵害であり、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。本調査は、いじめの実態把握を行うことにより、早期発見・早期対応に繋げていくことを目的とする。

2 調査対象

府内の全公立小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校の児童生徒（京都市立学校を除く。）

3 調査方法

- 学校は、全ての児童生徒を対象にいじめのアンケートと個別の聞き取り調査を実施する。
- ※ アンケートについては、原則として記名式とするが、児童生徒が氏名を書かない選択肢を残すこととする。なお、市町(組合)教育委員会の判断により無記名も可とする。
 - ※ 特別支援学校の児童生徒及び小学校 1・2・3 年生に対しては、アンケートによらない調査方法も可とする。
 - ※ 長期欠席者等については、家庭訪問等により、きめ細かな状況の把握に努めることとする。その場合、アンケートによらない調査方法も可とする。

4 調査の実施

- (1) 1 回目の調査は 3 の調査方法により、市町(組合)教育委員会が定める期日までに実施する。
- (2) 1 回目の調査の実施後は、アンケート・面談・日常の観察等、学校の実態に応じて平成 31 年 1 月末までに追跡調査を実施する。
- (3) 各学校における調査については、学校の実態に応じて適切な時期に実施する。

5 結果の集計

- (1) 調査により認知したいじめについて、次の項目で集計する。

認知	児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。 ※「兄弟間のいじわるやけんか、親に叱られた等家族の間で生じたケース」は除く。
解消	国の「いじめの防止等のための基本的な方針」におけるいじめが「解消している」状態に基づいて判断する。 いじめに係る行為が相当の期間止んでおり、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないもの。(相当の期間とは、少なくとも 3 カ月を目安とする。)
未解消	○次の 3 区分で集計する。 見守り：いじめに係る行為が止んでおり、被害児童生徒も心身の苦痛を感じていないが、行為が止んでから相当の期間が経っていないもの。(相当の期間とは、少なくとも 3 カ月を目安とする。) 要支援：いじめに係る行為は止んでいるが、被害児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。 要指導：いじめに係る行為が止んでおらず、被害児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。
重大事態	「いじめ防止対策推進法」第 28 条第 1 項に定める事態 ①いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるもの。 ②いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるもの。(「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。)

- (2) 項目ごとに「件数」を集計する。また、認知及び重大事態の「態様」について集計する。
- (3) 集計には、アンケート等で把握したもの他に、教職員が日常的に把握したものも含むものとする。

6 結果の公表

- (1) 学校は、調査結果について教職員以外の外部(学校評議員、スクールカウンセラー、まなび・生活アドバイザー等)の視点を取り入れた第三者による検証を行うとともに、学校だより等を活用して保護者に結果を知らせる等、学校、家庭、地域が連携していじめ問題に取り組むよう努める。
- (2) この調査の報告結果については、原則公表するものとする。

別紙2

平成30年度いじめ調査(1回目)の結果について(小・中・義務教育学校)

1 アンケートの実施状況

(1) 対象児童生徒数等

(単位:人)

	学校数	在籍者数	調査数	家庭訪問による調査(内数)	未調査者数	質問から導出した未調査者数(内数)
小学校	207	61,154	60,917	30	237	158
中学校	97	29,890	29,670	141	220	98
合計	304	91,044	90,587	171	457	256

(2) アンケート方法

(単位:校)

	小学校		中学校	
	府様式	独自様式	府様式	独自様式
記名式	180	18	81	9
無記名式	6	3	4	3
合計	186	21	85	12

2 認知件数及び解消・未解消件数

(単位:件)

	小学校							中学校						
	認知	解消	未解消			重大事態		認知	解消	未解消			重大事態	
			見守り	要支援	要指導	要支援	要指導			見守り	要支援	要指導	要支援	要指導
府立								3	1	1	1	0	0	0
向日市	764	21	456	94	193	0	0	82	0	51	23	8	0	0
長岡京市	1,138	10	654	199	275	0	0	92	0	46	15	31	0	0
大山崎町	141	0	117	9	15	0	0	14	0	14	0	0	0	0
宇治市	1,458	61	1,255	32	110	0	0	171	8	105	23	35	0	0
城陽市	973	3	768	97	105	0	0	81	2	47	18	14	0	0
八幡市	693	33	465	98	97	0	0	56	0	33	15	8	0	0
京田辺市	814	30	470	103	211	0	0	50	3	38	2	7	0	0
木津川市	1,543	46	1,281	190	26	0	0	93	0	61	27	5	0	0
久御山町	215	6	157	20	32	0	0	17	1	4	0	12	0	0
井手町	46	1	43	2	0	0	0	7	0	2	5	0	0	0
宇治田原町	69	0	52	12	5	0	0	8	0	1	4	3	0	0
精華町	533	0	483	13	37	0	0	31	0	17	9	5	0	0
相楽東部連合	50	0	34	16	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0
亀岡市	814	33	670	48	63	0	0	89	0	63	18	8	0	0
南丹市	132	31	56	15	30	0	0	10	0	5	5	0	0	0
京丹波町	90	21	55	13	1	0	0	7	0	7	0	0	0	0
綾部市	306	1	208	69	28	0	0	13	0	6	7	0	0	0
福知山市	843	29	425	142	247	0	0	61	0	38	16	7	0	0
舞鶴市	1,046	0	820	208	18	0	0	137	0	98	37	2	0	0
宮津市	194	6	139	38	11	0	0	40	0	20	7	13	0	0
京丹後市	469	24	369	30	46	0	0	43	0	40	1	2	0	0
伊根町	13	0	6	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0
与謝野町	99	16	32	25	26	0	0	25	0	20	1	4	0	0
中学校組合								13	0	13	0	0	0	0
合計	12,443	372	9,015	1,473	1,583	0	0	1,144	15	731	234	164	0	0
平成29年度2回目	11,179	914	8,035	1,026	1,204	0	1	939	41	621	149	128	1	0

3 いじめの態様

(単位:件/複数回答可)

態様	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	合計
小学校	7,149	2,438	3,586	1,772	455	874	1,541	187	1,315	19,317
中学校	770	154	222	79	12	50	79	81	127	1,574

- ①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間はずれ、集団に無視される。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧パソコンや携帯電話・スマートフォンで、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑨その他

4 未調査者の状況

(単位:人)

理由	小学校	中学校
保護者、生徒とも居所不明	0	1
保護者とは接触できるが、本人に会うことができず、その状況が把握できない。	15	45
保護者や児童生徒が調査に応じられる状況にない。	42	91
フリースクール等の学校以外の施設に通所	171	80
病院・入院・死亡等により調査ができない。	0	3
その他	9	0
合計	237	220

平成30年度いじめ調査(1回目)の結果について(府立学校)

1 アンケート調査の状況

(1) 対象児童生徒数等 (単位:人)

	在籍者数	調査数	家庭訪問等による調査(内数)	未調査数	
					前回から連続して未調査の数(内数)
高校	33,357	33,206	59	151	4
特別支援	1,550	1,548	5	2	1

(2) アンケート方法 (単位:校)

	高校		特別支援学校	
	府様式	独自様式	府様式	独自様式
記名式	45	2	32	4
無記名式	0	0	5	0

※特別支援学校については、小、中、高等部の発達段階に応じて、様式がそれぞれ異なる場合があり、11校以上となっている。

2 認知件数及び解消・未解消件数

	認知	解消	未解消			重大事態	
			見守り	要支援	要指導	要支援	要指導
高校(全日制)	282	20	175	40	47	1	0
高校(定時制)	25	3	11	4	7	0	0
高校(通信制)	0	0	0	0	0	0	0
高校合計	307	23	186	44	54	1	0
特別支援学校	120	12	74	11	23	0	0
合計	427	35	260	55	77	1	0

※上記、重大事態は未解消の内数

3 いじめの態様

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	合計
高校(全日制)	202	39	31	7	4	21	17	22	31	374
高校(定時制)	11	2	4	4	0	1	1	6	1	30
高校(通信制)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別支援学校	64	23	39	6	1	9	22	8	4	176

※ いじめの態様については、複数回答可

- ① ひやかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団に無視される。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶたれたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話・スマートフォンで、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑨ その他

4 未調査者の状況

理由	全日制	定時制	通信制	特支学校
保護者、生徒とも居所不明	1	0	—	0
保護者とは接触できるが、本人に会うことができず、その状況が把握できない。	21	15	—	0
保護者や生徒が調査に応じられる状況にない。	22	0	—	0
フリースクール等の学校以外の施設に通所	3	0	—	0
進路変更(転学・退学)の手続き中である。	30	2	—	0
休学中、または休学の手続き中である。	8	1	—	0
施設に入所中である。	0	1	—	0
留学中である。	4	0	—	0
本人の心身が不安定なため、調査に応じられない。	30	7	—	0
病気・入院・死亡等により調査ができない。	5	1	—	1
その他	0	0	—	1
合計	124	27	※	2

※ 通信制はスクーリング受講生徒のみを調査対象としている

3 調査対象期間

- 1 回目調査…4月から1学期以内の任意の期間
- 2 回目…1 回目調査後から1月まで
- 1 回目追跡

4 調査結果の集計区分

平成28年度～平成29年度1 回目まで

- 【第1段階】 アンケートと聞き取り調査の結果を踏まえ、児童生徒が「いやな思いをした」と感じたものを幅広く把握したものの
※「ふざけて回答したケース」「明らかに一過性のけんか」「兄弟間のいじわるやけんか、親に叱られた等、家族の間で生じたケース」は除く
- 【第2段階】 1段階で把握したものうち、教職員が組織的・継続的に指導や経過観察の必要があるもの
- 【第3段階】 2段階で把握したものうち、学校として、児童生徒の生命又は身体が脅かされるような重大事態に至ると考えられるもの

平成29年度2 回目調査以降

(1) いじめの認知について

①認知したいじめを、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」のいじめが解消された状態を基に、次のA～Dの4区分に分類して把握する。

②認知したいじめの内、重大事態に該当する事象を把握する。

- A－要指導 いじめに係る行為が止んでいない状態
- B－要支援 いじめに係る行為が止んでいるが、被害児童生徒が心身の苦痛を感じている状態
- C－見守り いじめに係る行為が止んでおり、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていない状態
- D－解消 いじめに係る行為が止んでおり、被害児童生徒が心身の苦痛を感じておらず、いじめに係る行為が止んでから相当の期間(少なくとも3ヶ月を目安とする。)が経過している状態

【いじめが解消された状態】

- ① いじめに係る行為が止んでいることはいじめが止んでいる状態が相当の期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
(「解消している状態」に至った場合でも、日常的に注意深く観察する必要がある。)

(2) 追跡調査について

調査で認知したいじめについて、調査実施後3カ月経過後に、面談等による追跡調査を実施し、いじめの解消の状態を確認する。

京都府いじめ調査の見直しについて

1 京都府いじめ調査見直しの背景

(1) 「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定

京都府では、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）が平成 25 年に施行されてから、3 年が経過し、同法の施行状況を勘案の上、平成 29 年 3 月 14 日に国の「いじめの防止等のための基本的な方針」が改定されたことから、京都府いじめ調査委員会での検討を踏まえ、同法第 12 条の規定に基づき策定した「京都府いじめ防止基本方針」（平成 26 年 4 月）を改定した。これにより「いじめが解消された状態」が以下のように改訂された。

<p>【いじめが解消された状態】</p> <p>① いじめに係る行為が止んでいること。 いじめが止んでいる状態が相当の期間継続していること。 相当の期間とは、少なくとも 3 ヶ月を目安とする。</p> <p>② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。 判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。</p>

(2) 「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」調査票の変更
京都府いじめ調査における 2 段階の内、「解消したように見えていても引き続き経過観察が必要なもの」に相当する、「一定の解消が図られたが、継続支援中」の項目が削除され、「解消」か「未解消」の二者択一となった。

【変更前】					
区分	(1) 解消しているもの	(2) 一定の解消が図られたが、 <u>継続支援中</u>	(3) 解消に向けて取組中	(4) その他	(5) 計
【変更後】					
区分	(1) 解消しているもの (<u>日常的に観察継続中</u>)	(2) 解消に向けて取組中	(3) その他	(4) 計	

2 府教育委員会の基本的な考え方

府教育委員会では、被害児童生徒の生命・身体の尊重を第一に、いじめを早期に発見、対応するため、児童生徒が「嫌な思いをした」ものから広く、丁寧に把握してきた。

今回においても、「1 京都府いじめ調査見直しの背景」を踏まえ、京都府いじめ調査の見直しを行うが、いじめを丁寧に把握し、早期に対応していく姿勢は変わらない。

また、いじめが「解消している」状態であったとしても、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

3 府いじめ調査見直しの方向性（平成 29 年度いじめ調査 2 回目より変更）

(1) いじめの認知について

①認知したいじめを、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」のいじめが解消された状態を基に、次のA～Dの4区分に分類して把握する。

②認知したいじめの内、重大事態に該当する事象を把握する。

		いじめに係る行為			
		止んでいない	止んでいる		
			3ヶ月未満	3ヶ月以上	
被害児童生徒の心身の苦痛	ある	A	B		A - 要指導 B - 要支援
	ない	/	C	D	C - 見守り D - 解消

- A - 要指導 いじめに係る行為が止んでいない状態
- B - 要支援 いじめに係る行為が止んでいるが、被害児童生徒が心身の苦痛を感じている状態
- C - 見守り いじめに係る行為が止んでおり、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないが、いじめに係る行為が止んでから相当の期間(少なくとも3ヶ月を目安とする。)が経過していない状態
- D - 解消 いじめに係る行為が止んでおり、被害児童生徒が心身の苦痛を感じておらず、いじめに係る行為が止んでから相当の期間(少なくとも3ヶ月を目安とする。)が経過している状態
(「解消している状態」に至った場合でも、日常的に注意深く観察する必要がある。)

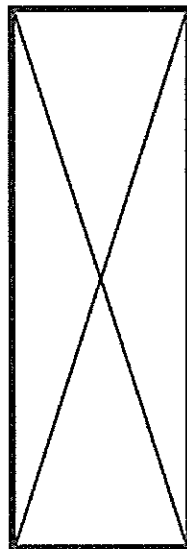
(2) 追跡調査について

調査で認知したいじめについて、調査実施後3カ月経過後に、面談等による追跡調査を実施し、いじめの解消の状態を確認する。

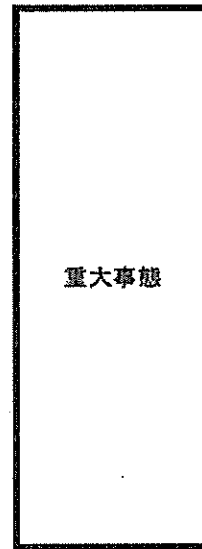
<例>

認知件数	1000件	未解消	A 要指導 10件
			B 要支援 10件
			C 見守り 970件
			D 解消 10件
(解消率:1%)			

【従来の1段階】



【従来の2段階】



【従来の3段階】

資料

平成30年度いじめ調査の年間の流れ

第1回京都府いじめ調査			第2回京都府いじめ調査							
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	
1回目調査			1回目追跡調査				報告			
未解消			解消				未解消			
見守り			見守り				見守り			
要支援			要支援				要支援			
要指導			要指導				要指導			
府教委提出1回目8/6(月)										
2回目調査			2回目調査				報告			
未解消			未解消				未解消			
見守り			見守り				見守り			
要支援			要支援				要支援			
要指導			要指導				要指導			

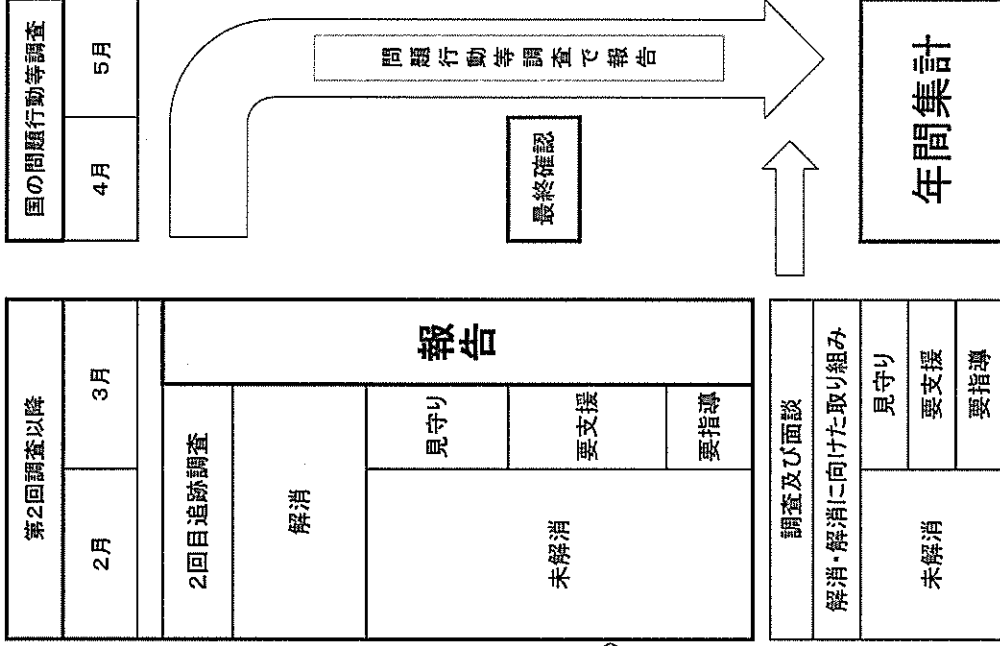
※平成30年度については、第1回目調査から新形式(平成29年度2回目以降のもの)で調査を行う。

(第2回目いじめ調査においては、第1回目いじめ調査の追跡調査も併せて実施する。)

※平成30年度2回目調査の追跡調査については3月末までに実施すること。

※ 認知したいじめが「解消している状態」であると最終判断するには、いじめの行為が止んでから少なくとも3か月を経過していることが必要であることから、2回目アンケート調査及び聞き取りの時期に応じ、年度末の最終確認ができるように、2回目アンケート調査の実施時期を時期を検討すること。

※国の問題行動等調査については、年間分を集計し、「解消」と「未解消」に分類した結果を記入する。なお、転出した場合は、「その他」に記入する。2回以降のいじめ事象については、解消に向けて取組、3月末で「A指導」「B要支援」「C見守り」「解消」を把握し、報告できるようにしておくこと。



府教委提出 1回目8/6(月) → 2回目追跡 1/19(金) → 2回目追跡:平成30年度文部科学省問題行動調査にて報告(5月頃)

